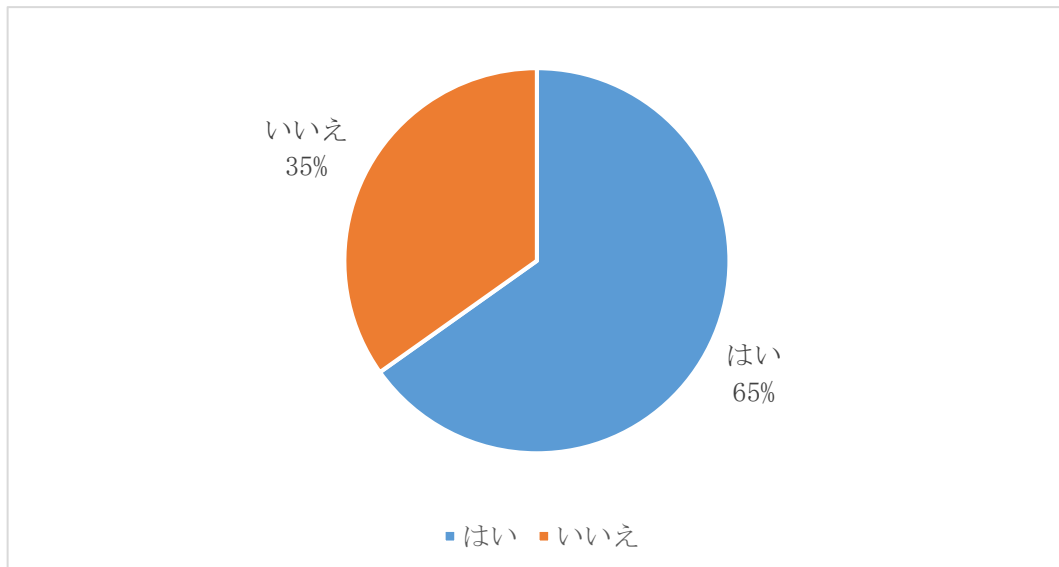


職員アンケート結果概要

令和5年7月～8月実施

1. 契約手続に携わったことのある職員の割合

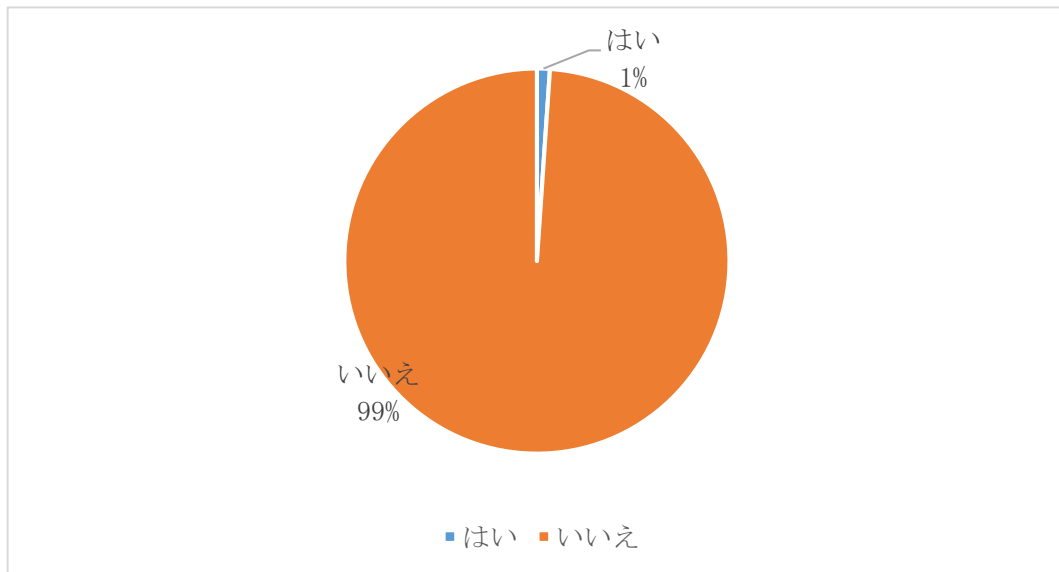


はい	831
いいえ	444
合計	1275

【契約の相手方とのやり取りの手段】（複数回答）

- ・書面 509人
- ・対面（庁内） 499人
- ・対面（庁外） 51人（相手方事務所、現場、現地等）
- ・固定電話（庁内） 479人
- ・固定電話（庁外） 11人
- ・メール（公用） 433人
- ・メール（私用） 1人
- ・携帯電話（公用） 16人
- ・携帯電話（私用） 14人
- ・LINE 2人
- ・LINE 以外の SNS 2人（Zoom、メッセージ等）
- ・その他 5人（FAX、Web 会議、チケット、懸案管理システム等）

2. 契約の相手方と公務外でやり取りしたことがある職員の割合



はい	9
いいえ	822
合計	831

○公務外でやり取りをしたことのある職員9名の勤続年数は10年未満から30年以上まで、入庁年度も1980年代から2010年代までと幅広く、勤続年数・入庁年度との相関関係は認められなかった。

○やり取りの状況

- ・外部の研修会 3
- ・外部の講演会 1
- ・外部の懇親会 3
- ・その他（自宅近く、団体の活動、スポーツジム、イベント等）

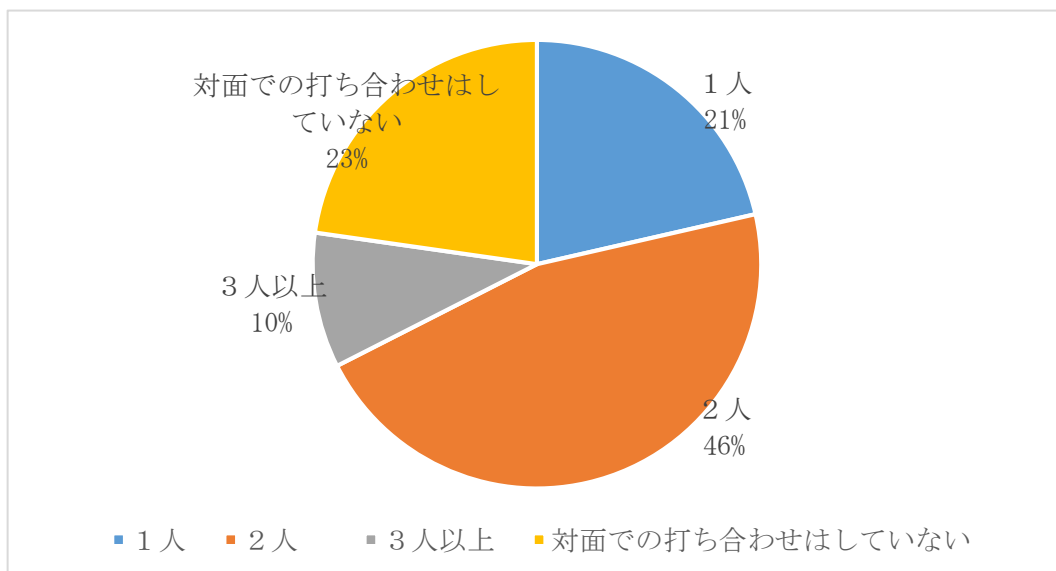
○公務外でやり取りをしたことのある職員が、それぞれやり取りをした回数は、以下のとおりである。

- ・2～5回 6人
- ・6～10回 1人
- ・11回以上 2人

○やり取りのきっかけ

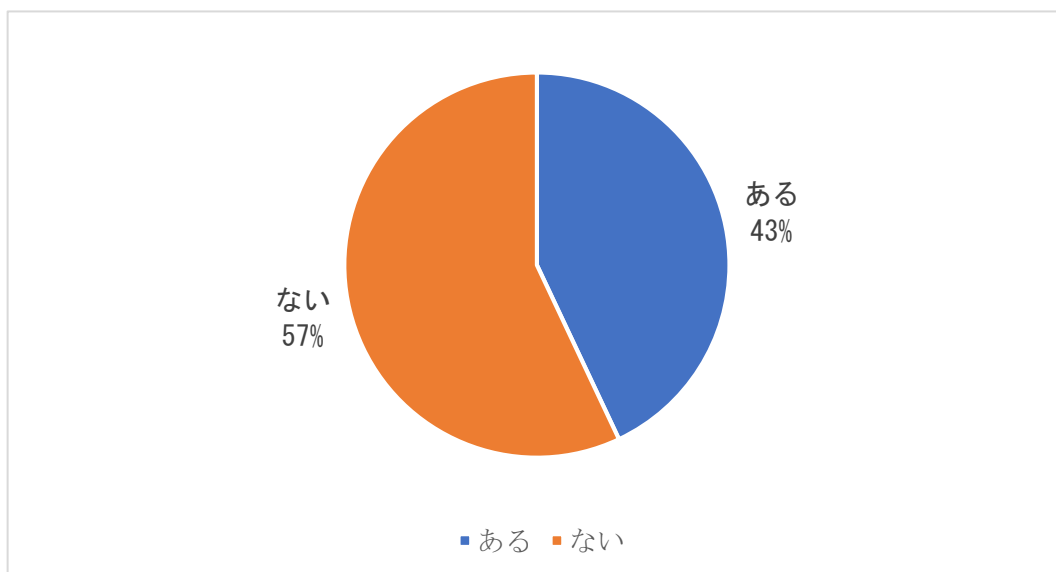
- ・偶然 7
- ・相手方からの誘いかけ 2
- ・その他（団体の役員同士、同じジムの会員同士）

3. 原則的な打ち合わせの人数



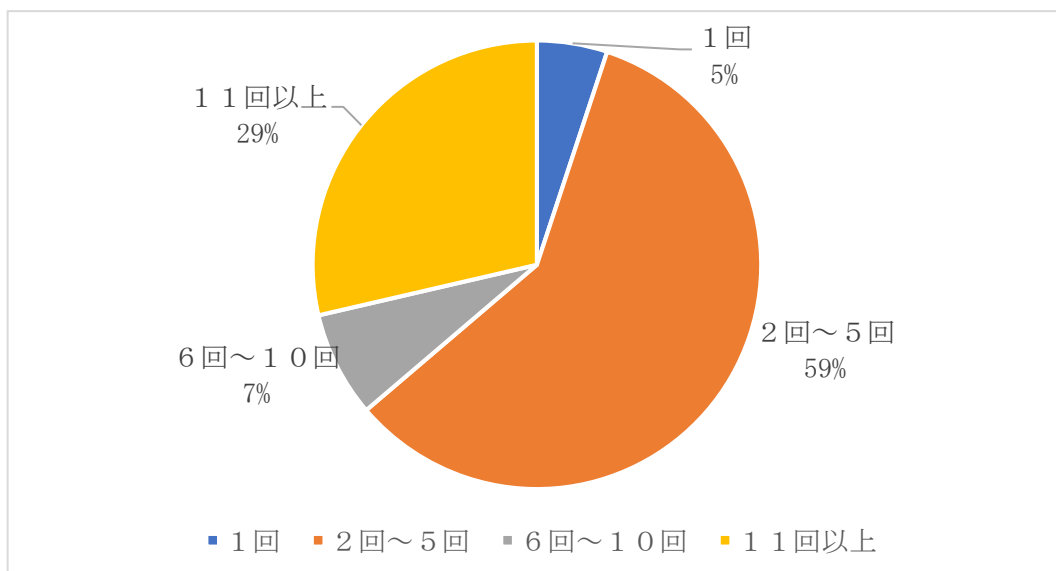
1人	178
2人	383
3人以上	81
対面での打ち合わせはしていない	189
合計	831

4. 1人で打ち合わせ等を実施したことのある割合



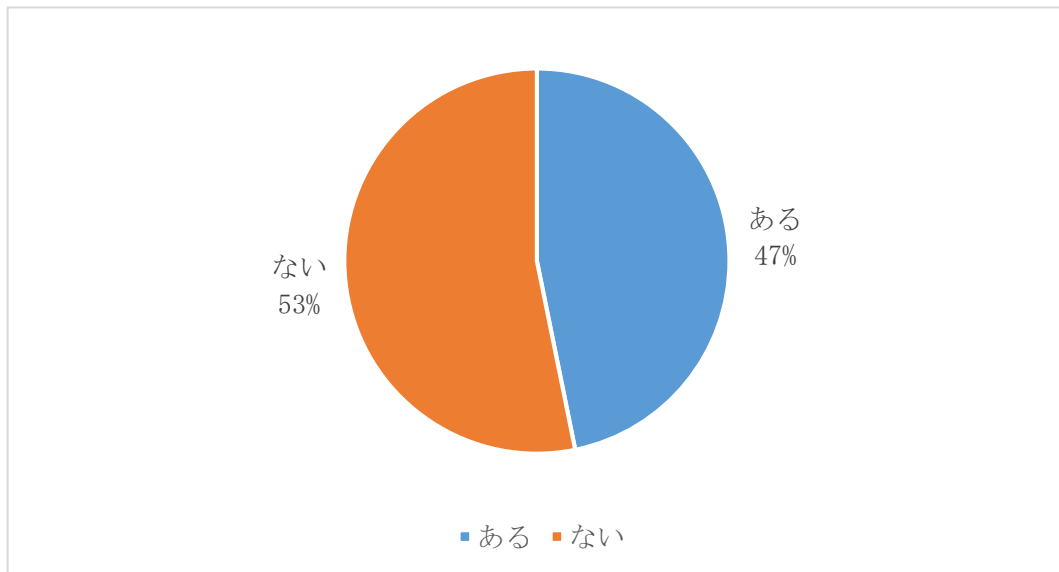
ある	276
ない	366
合計	642

5. 1人で打ち合わせ等を実施した回数



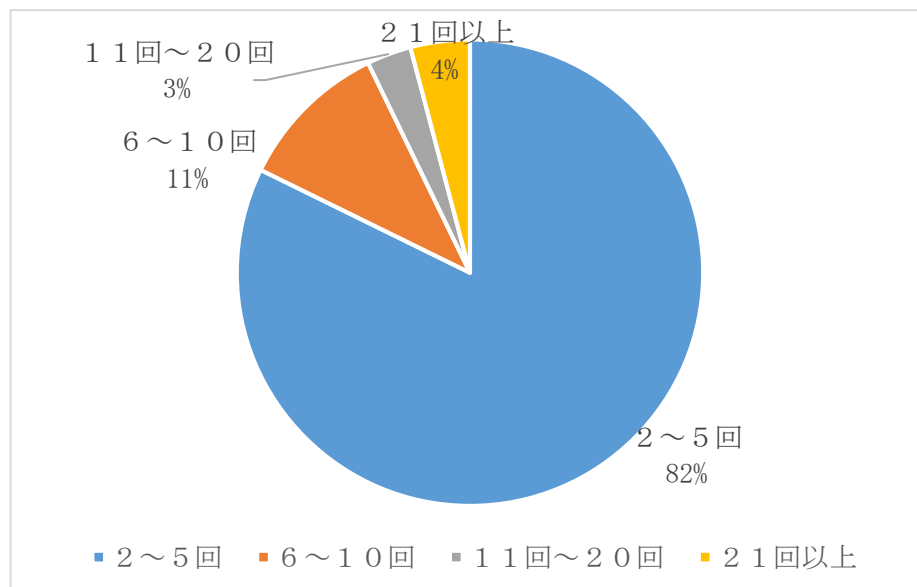
1回	14
2回～5回	162
6回～10回	21
11回以上	79
合計	276

6. 同一の相手方の手続を複数回担当した割合



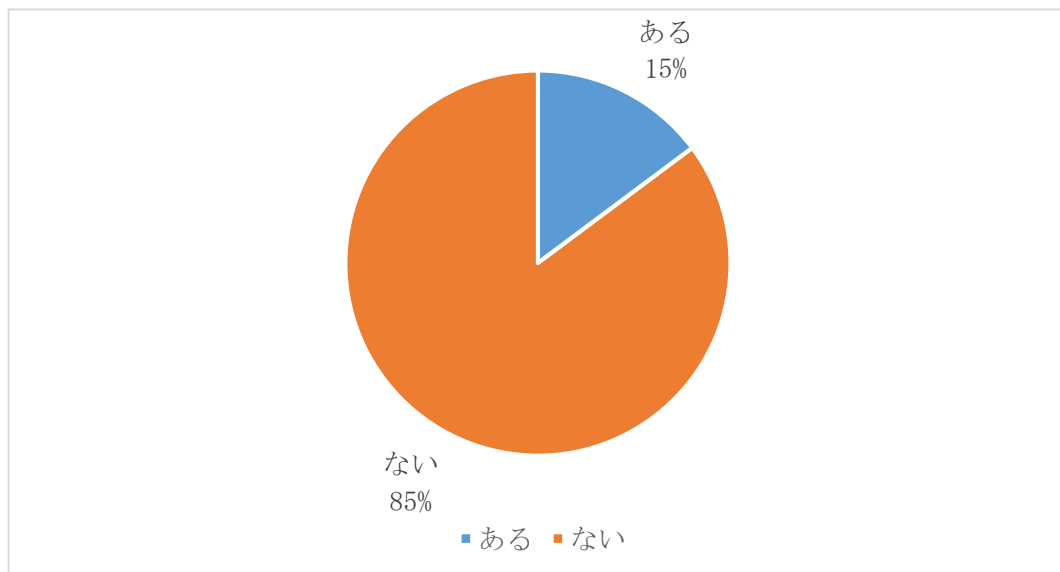
ある	389
ない	442
合計	831

7. 担当した回数



2～5回	320
6～10回	41
11回～20回	12
21回以上	16
合計	389

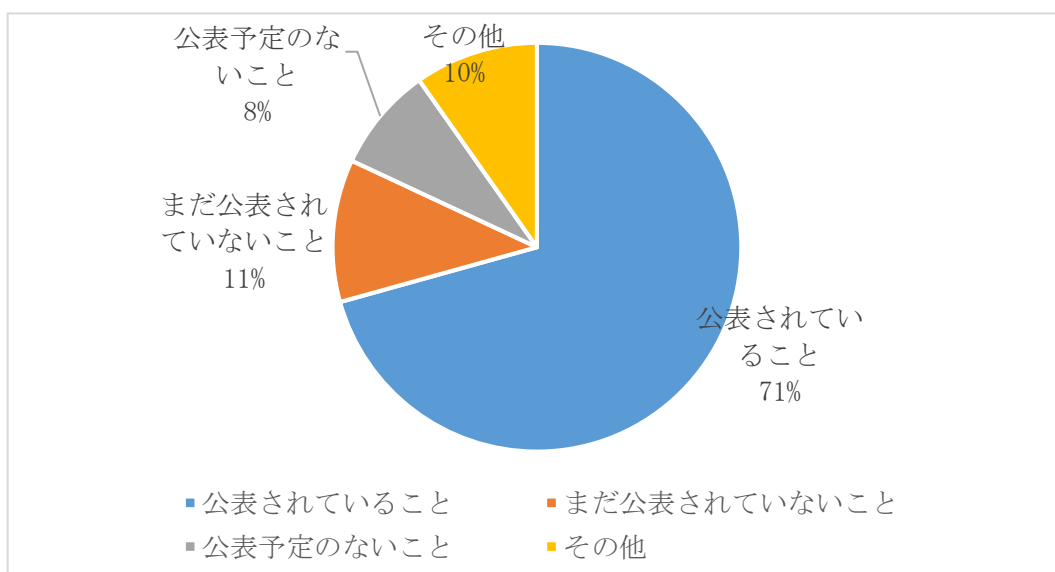
8. 契約の相手方から契約内容につき問い合わせを受けたことのある割合



ある	123
ない	708
合計	831

- ・書面 13人
- ・対面（庁内） 70人
- ・対面（庁外） 5人（現場など）
- ・固定電話（庁内） 93人
- ・固定電話（庁外） 2人
- ・メール（公用） 48人
- ・メール（私用） 0人
- ・携帯電話（公用） 1人
- ・携帯電話（私用） 2人
- ・LINE 0人
- ・LINE 以外の SNS 0人
- ・その他 0人

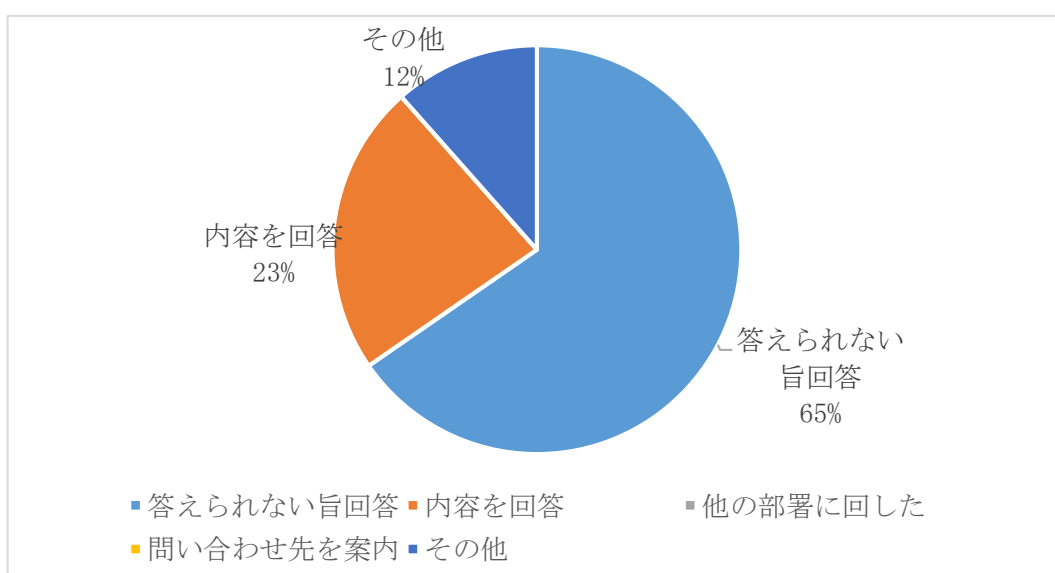
9. 契約の相手方から問い合わせを受けた内容



公表されていること	94
まだ公表されていないこと	15
公表予定のないこと	11
その他（施工方法、仕様書の内容等）	13

*複数回答

10. 未公表事項の問い合わせを受けた際の対応状況



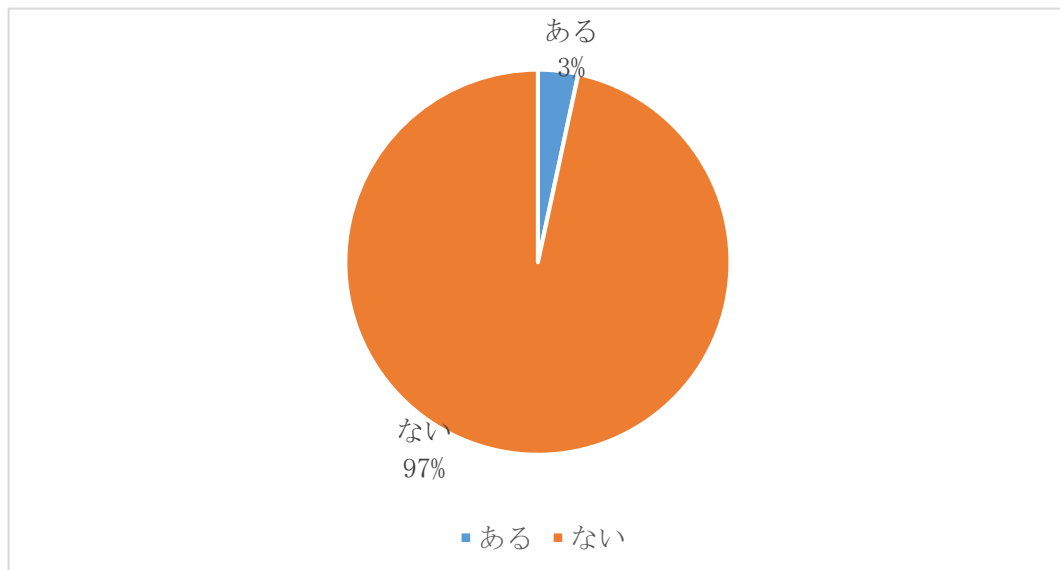
答えられない旨回答	17
内容を回答	6

*うち2人は、前の質問で「まだ公表されていないこと」、「公表予定のないこと」へのチェックなし

他の部署に回した	0
問い合わせ先を案内	0
その他	3

検討中と回答、内容を回答の上他の指名業者にも質問内容・回答を伝達、貸付契約のため該当なし

1 1. 契約の相手方以外から問い合わせを受けた割合



ある	28
ない	803

(問い合わせの相手)

・ 市長・副市長・教育長・公営企業管理者	2
・ 議員	4
・ 職員	9
・ 元職員	1
・ 業界団体	3
・ その他	13

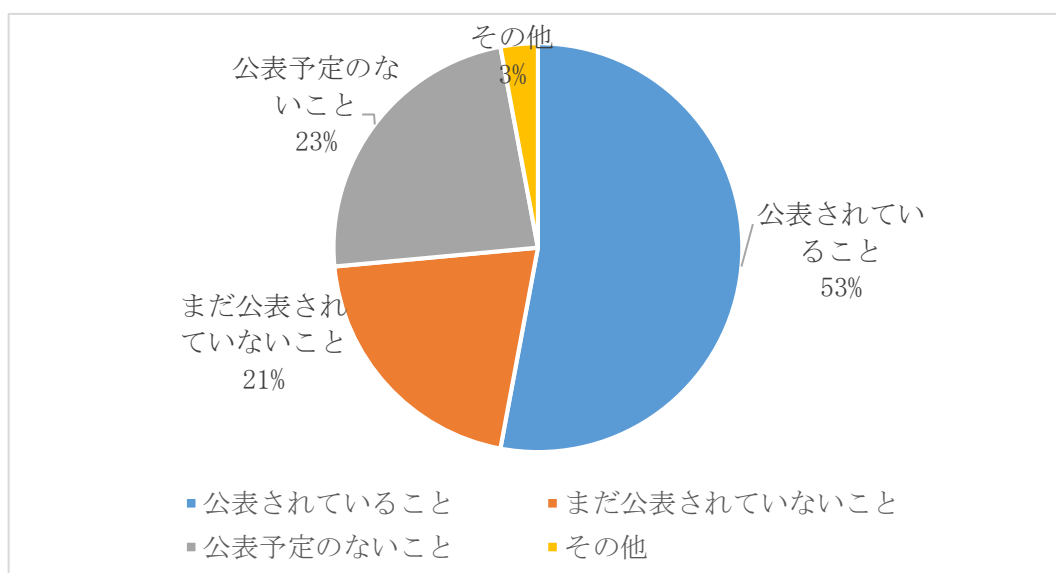
(市民、新聞社、他自治体、同業者、業者、入札参加予定事業者等)

(問い合わせの手段)

・ 書面	0人
・ 対面（庁内）	4人

- ・対面（庁外） 0人
- ・固定電話（庁内） 22人
- ・固定電話（庁外） 1人
- ・メール（公用） 5人
- ・メール（私用） 0人
- ・携帯電話（公用） 0人
- ・携帯電話（私用） 0人
- ・LINE 0人
- ・LINE 以外の SNS 0人
- ・その他 2人 （契約管理課を通じて、情報公開請求）

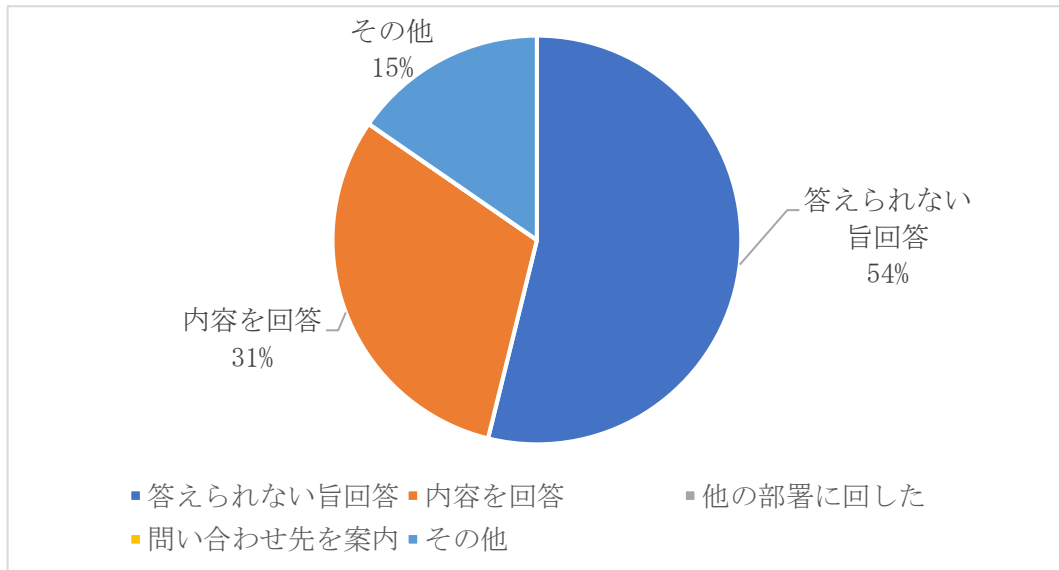
1 2. 契約の相手方以外の者から問い合わせを受けた内容



公表されていること	18
まだ公表されていないこと	7
公表予定のないこと	8
その他（仕様に関する詳しい情報提供）	1

（複数回答）

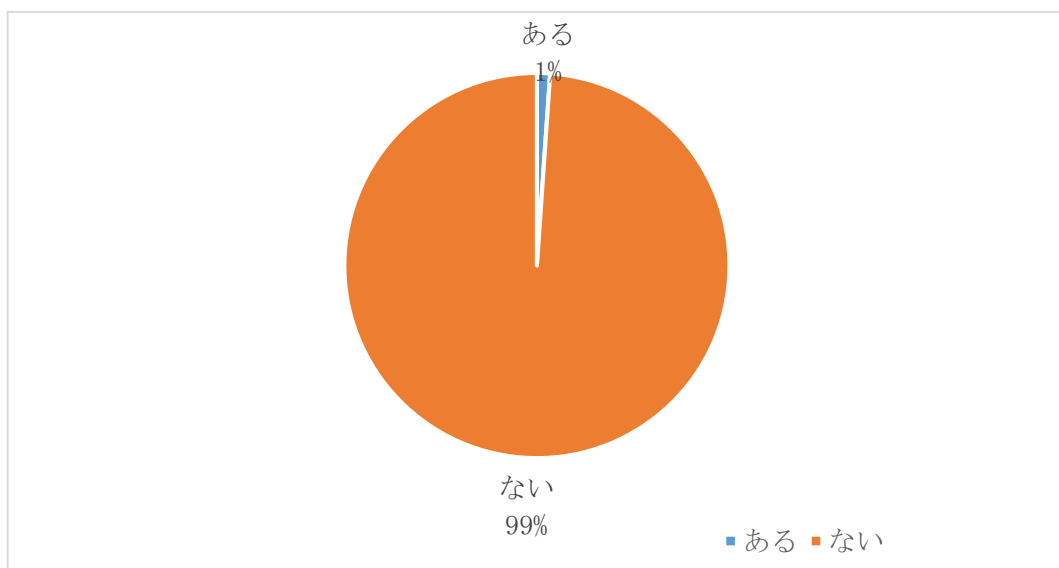
1 3. 「まだ公表されていないこと」「公表予定のないこと」を契約の相手方以外の者から問い合わせを受けた際の対応状況



答えられない旨回答	7
内容を回答	4
他の部署に回した	0
問い合わせ先を案内	0
その他（情報公開請求に基づく部分開示決定）	2

○「内容を回答した」との回答が4件あった。うち1件は、他自治体に対する回答であるが、その他は、職員、市長・副市長・教育長・公営企業管理者、議員、職員のうちのいずれかである。

1.4. 他職員が公表できない情報につき問い合わせを受けたのを見聞きしたことがある割合

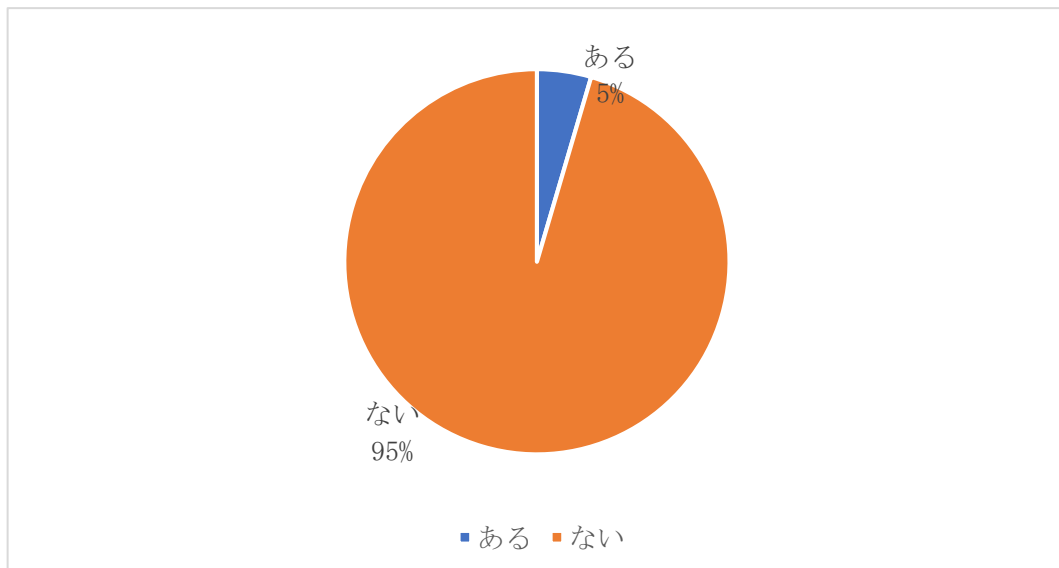


ある	14
ない	1261
合計	1275

○「ある」場合の対応状況

- ・本人に忠告 3
- ・上司に報告 4
- ・公益通報をした 0
- ・何もしなかった 7
- ・その他 2
- ・電話で予定価格を教えろと信じられない内容が議員からあった。契約事務をよく理解していないように思われる。成り手不足からくる議員の能力の低下、社会経験の欠如が原因と思われる。
- ・回答していないので当然何もしていない。

15. 執務庁舎外に資料を持ち出したことのある割合



ある	58
ない	1217
合計	1275

【持ち出した形式】

紙媒体	56
データ（PDF、Word 等）	0
データ（写真等）	2
その他	1

【持ち出した場所】

市の他の庁舎	35
相手方の事務所等	10
工事現場等	11
自宅	0
その他（庁内関係課 1、警察署 1、市庁舎（外部職場勤務者） 3	5

【他の職員が不適切に契約に関する書類を庁舎外に持ち出すのを見た割合】

ある	2
ない	1273
合計	1275

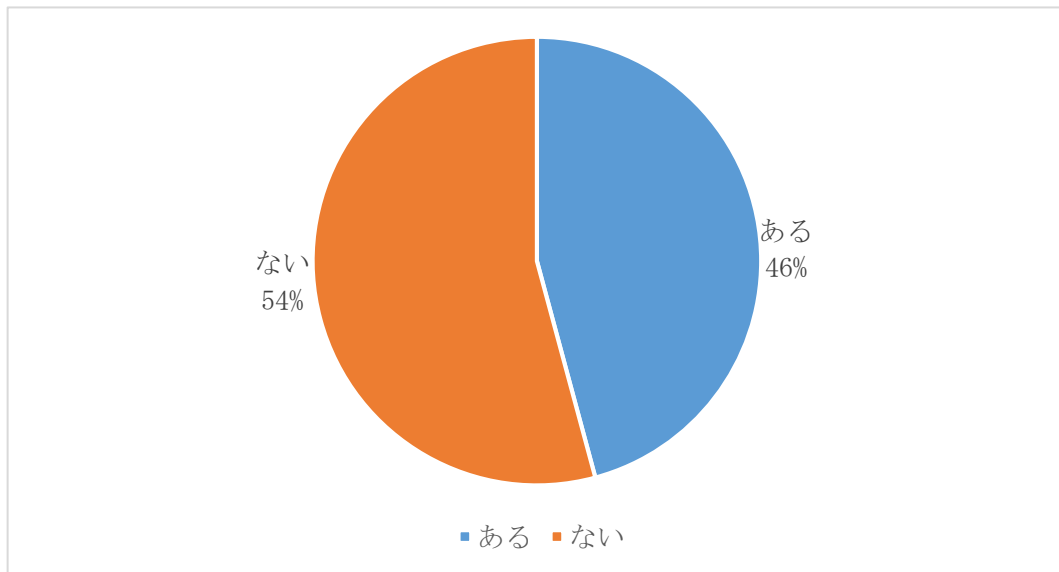
【不適切な持ち出しの形式】（複数回答）

- ・紙媒体 2
- ・データ（PDF、Word 等） 1
- ・データ（写真等） 1

【見聞きした後の対応状況】

- ・何もしなかった 2

16. 入札手続きに関わったことのある割合



ある	584
ない	691
合計	1275

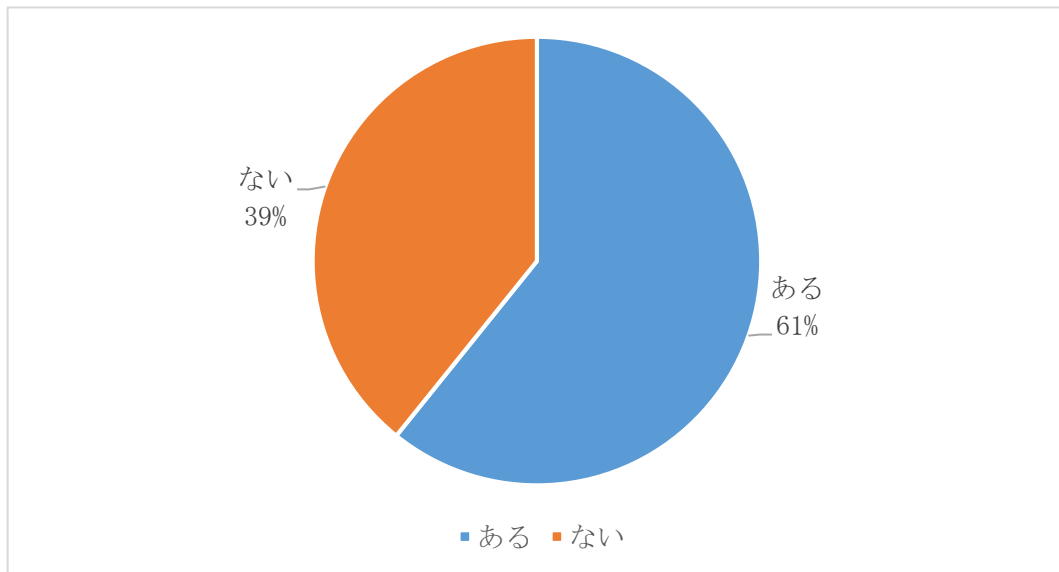
【入札への関わり方】（複数回答）

入札手続きの担当	262
決裁	115
決裁過程における決定（決裁ルートにおける承認）	305
入札の執行	235
その他	15

* その他

確認	1	他所属への依頼	1
起案者	5	入札執行の補助	1
契約管理課に対する契約依頼	1	補助	2
監督員	1	今後の用務のための参加	1
見積書開封時の同席	1	役務業務担当	1
工事担当	1		

17. 自分が担当した以外の入札関連資料を見たり使用したりした割合



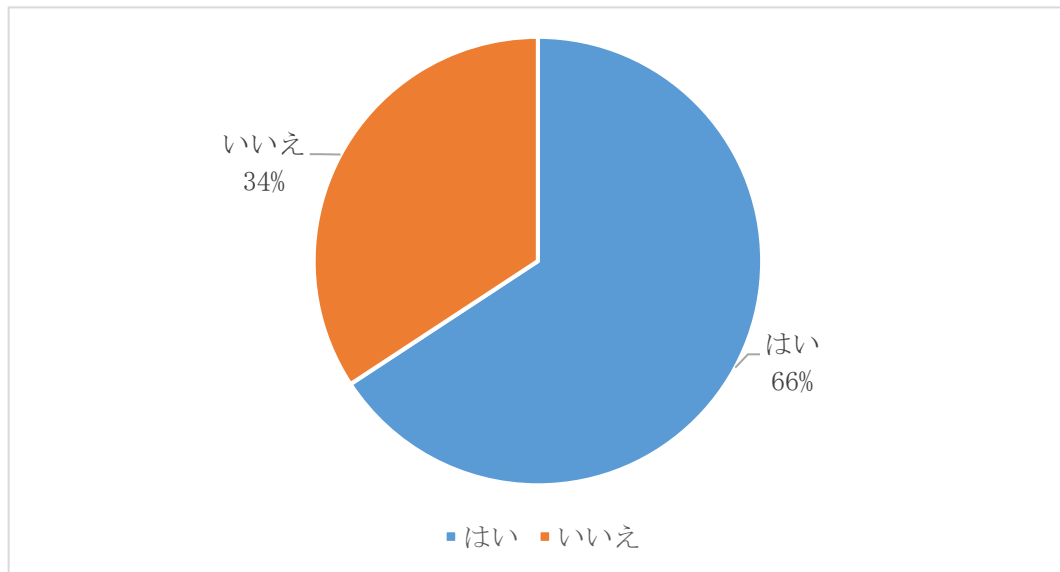
【見たり使用したりした目的】（複数回答）

担当する事務の参考とするため	201
照会・調査への回答のため	54
その他	28

*その他

・起案・起案承認者の1人・決裁ルートのため	13
・契約を統括する部署のため	1
・契約担当職員のため	1
・契約報告回覧のため	1
・検算のため	3
・合議	2
・根拠法令等調べるため	1
・伺いの回覧	3
・入札への立会	3
・担当職員からの指示	1
・同一係員からの相談	1
・不備がないか確認のため	1

18. 入札前の入札関連書類が鍵のかかる場所で保管されているか



【鍵の管理方法】

- ・課長が管理
- ・係長が管理
- ・キーケースで保管
- ・ダイヤル式・暗証番号式のため鍵はない など

【鍵のかかる場所で保管していない理由】

○パソコン等による保管

- ・パソコン上の共有フォルダで保存しているため

○場所等の問題

- ・業務スペースが狭く適切な保管場所が確保できない
- ・鍵のかかるロッカーがない、書庫がない
- ・すぐに目にすることのない場所に保管するようにしているが、鍵がかけられる適切な場所がない、少ない
- ・鍵がかかる場所が限定されているため
- ・自席等に鍵穴はあるが、合致する鍵自体がない
- ・鍵が行方不明、鍵事態が見当たらない
- ・鍵のかかる場所の使用 방법이不明
- ・そういった場所がない、そういう体制になっていない
- ・課全体で該当する件数が多すぎ、それらすべてを保管する鍵のかかる場所などない

○認識等の問題

- ・ そうすべきとの指導や引き継ぎを受けていない、鍵の係る場所で保管しなくては行けないということを聞いたことがない
- ・ そういった文化がない、慣例により
- ・ 外部の人は出入りできないから
- ・ そこまでの必要があると認識していなかった
- ・ 設計中、起案作成中の書類すべてを毎日鍵付き場所へ保管することは現実的ではない
- ・ 起案中の書類は他者の机を回るため業務時間終了後にそれをいちいち回収し鍵付き場所へしまうことは現実的ではない
- ・ 見たいときにすぐ見られないため
- ・ 一般的な内容の業務委託仕様書であったため

○その他

- ・ 理由は分からない
- ・ 担当でないため不明

【契約に関する不適切な行為を見聞きしたことがある割合】

ある	3
ない	1272
合計	1275

【不適切な行為を見聞きした時期】

- ・ 昨年度
- ・ 2022年5月ころ
- ・ しょっちゅう

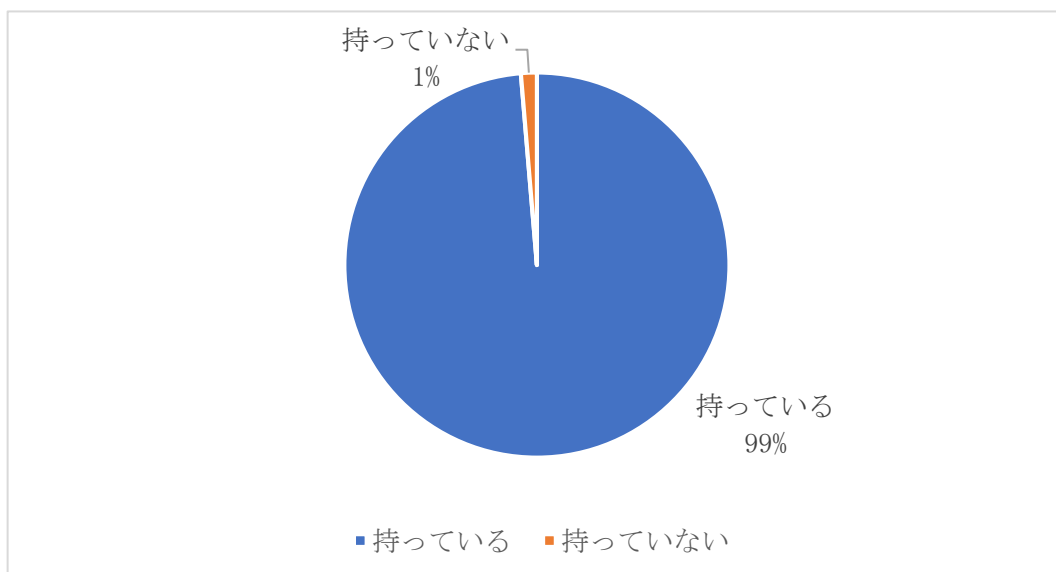
【見聞きした不適切な行為】

- ・ 資料の管理に関する行為
- ・ 契約の相手方とのやり取りに関する行為
- ・ 業者選定において、地区で業者が暗黙の了解により決まっているため、他の業者に発注の際は当該業者に事前に承諾を得るよう後任に指導。

【見聞きした後の対応】

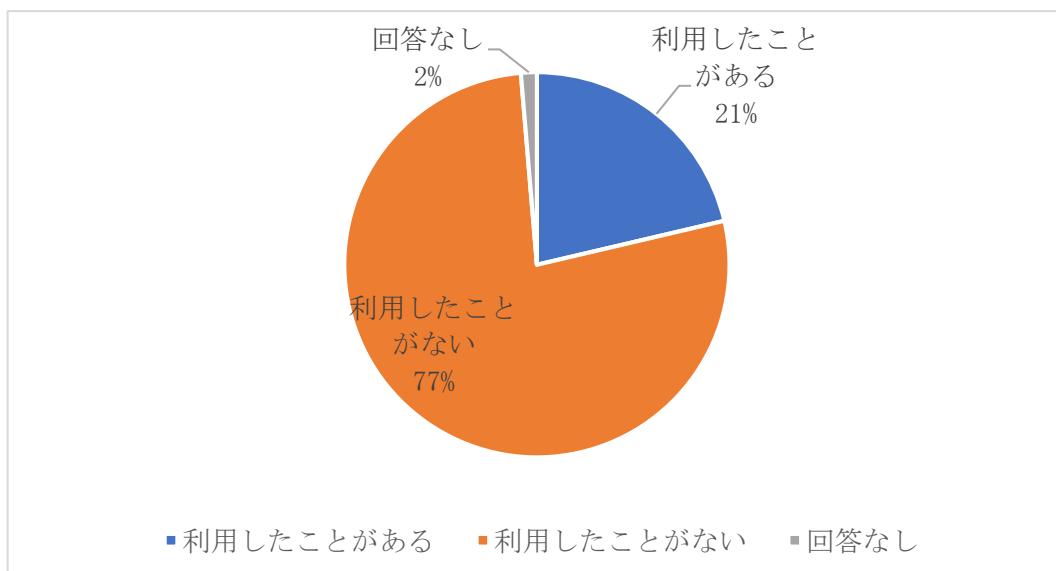
- ・何もしなかった 2
- ・上司に報告した 1

19. 私用の携帯電話の有無について



持っている	1258
持っていない	17
合計	1275

20. 私用の携帯電話の業務での利用の有無について

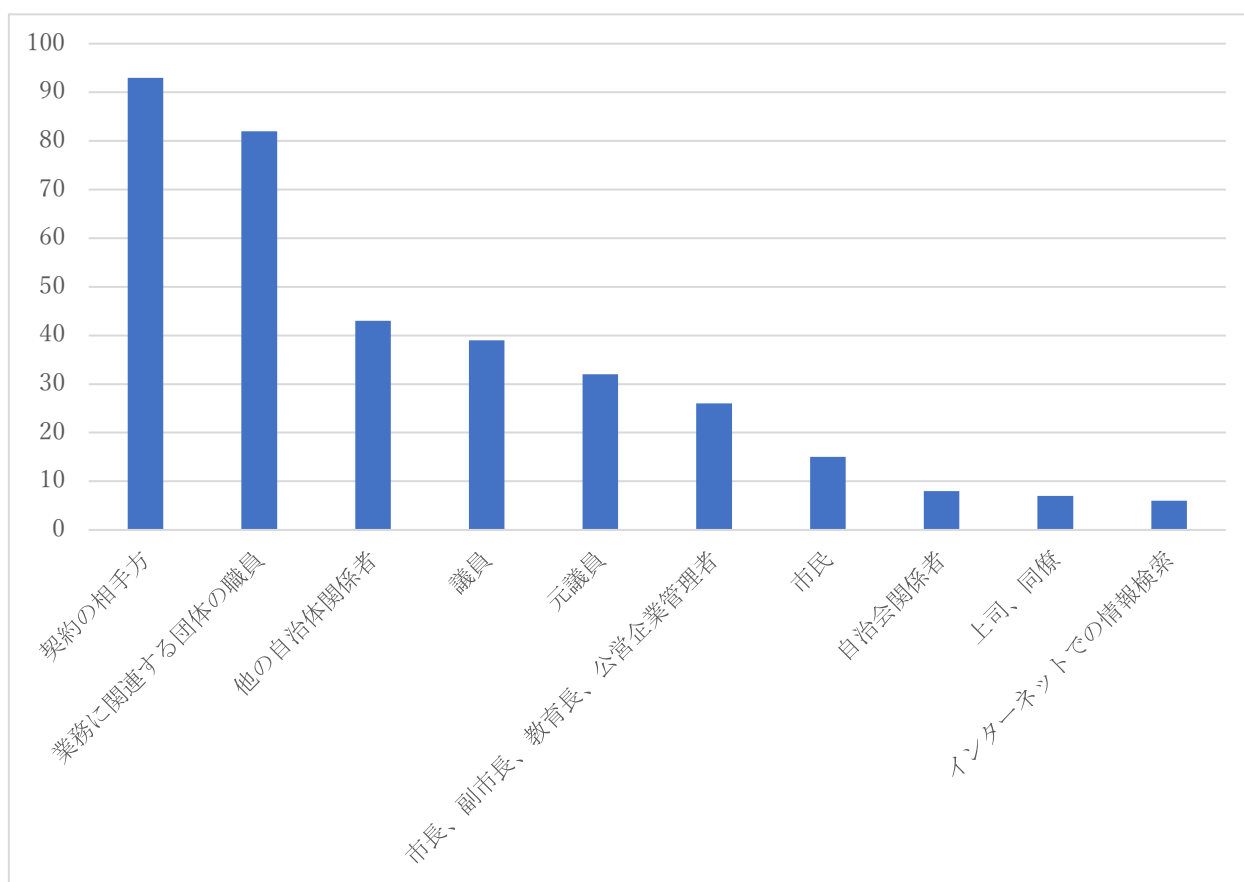


利用したことがある	272
利用したことがない	986
回答なし	17
合計	1275

【利用の相手方】（複数回答）

・契約の相手方	93人
・業務に関連する団体の職員	82人
・他の自治体関係者	43人
・議員	39人
・元職員	32人
・市長、副市長、教育長、公営企業管理者	26人
・市民	15人
・自治会関係者	8人
・上司、同僚	7人
・インターネットでの情報検索	6人
・その他（農家、グループホーム職員、ボランティア団体など）	

2.1. 利用の相手方



【利用の頻度】

- ・ほぼ毎日 20人
- ・月数回 61人
- ・週に1回 2人
- ・週に数回 28人
- ・数か月に1回 54人
- ・数年に1回 28人
- ・年数回 79人

【利用場所】（複数回答）

- ・現場等外出先 170人
- ・庁舎内 126人
- ・自宅 88人
- ・公用車 67人

【利用時間帯】（複数回答）

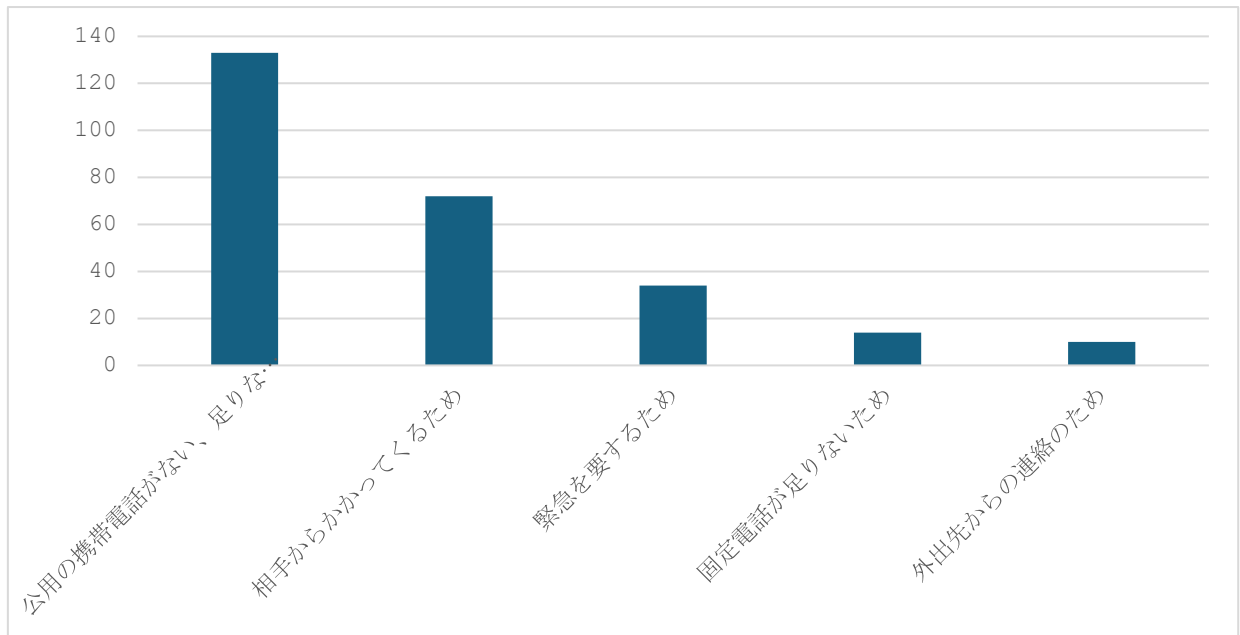
- ・就業時間中 236人
- ・就業時間後 99人
- ・就業時間前 42人

【公用の携帯電話や庁舎内の固定電話ではなく、私用の携帯電話を利用している理由】

（複数回答）

- ・公用の携帯電話がない、足りない、不便 133人
- ・相手からかかってくるため 72人
- ・緊急を要するため 34人
- ・固定電話が足りないため 14人
- ・外出先からの連絡のため 10人
- ・その他（LINE、検索ツールなど）

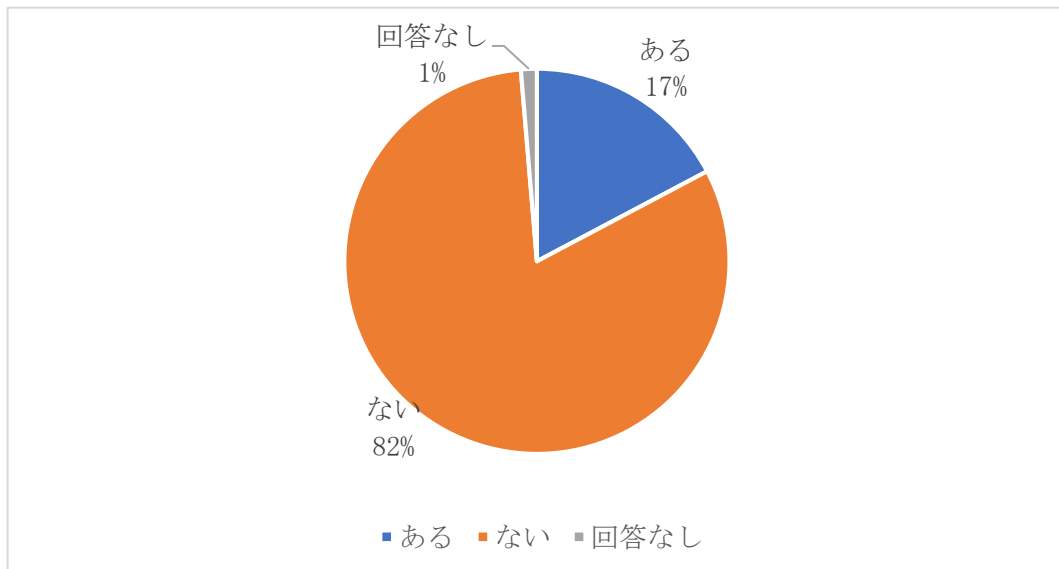
2.2. 私用携帯電話を利用する理由



【公用の携帯電話が不便と感じる理由】（自由回答）

- ・いつ必要になるか分からないので、常に持っていないと意味がない。
- ・公用の携帯電話は専有ではなく台数も少ないため、使用したい時に使用できない。
- ・緊急時の作業で公用の携帯電話を借用する暇がない。
- ・借用する場合、予約の申請を行い、指定部署に取りに行き、通話記録を報告しなければならないという手間が生じる。
- ・使用する携帯電話が変わると相手に伝える携帯番号がその都度変わってしまう。
- ・公用の携帯電話に連絡先が登録されていないため、連絡したいときにすぐに電話をかけることができない。

2 3. 私用の携帯電話における業務に関連する人・業者の連絡先（職員・元職員を除く）の有無について



ある	220
ない	1038
回答なし	17
合計	1275

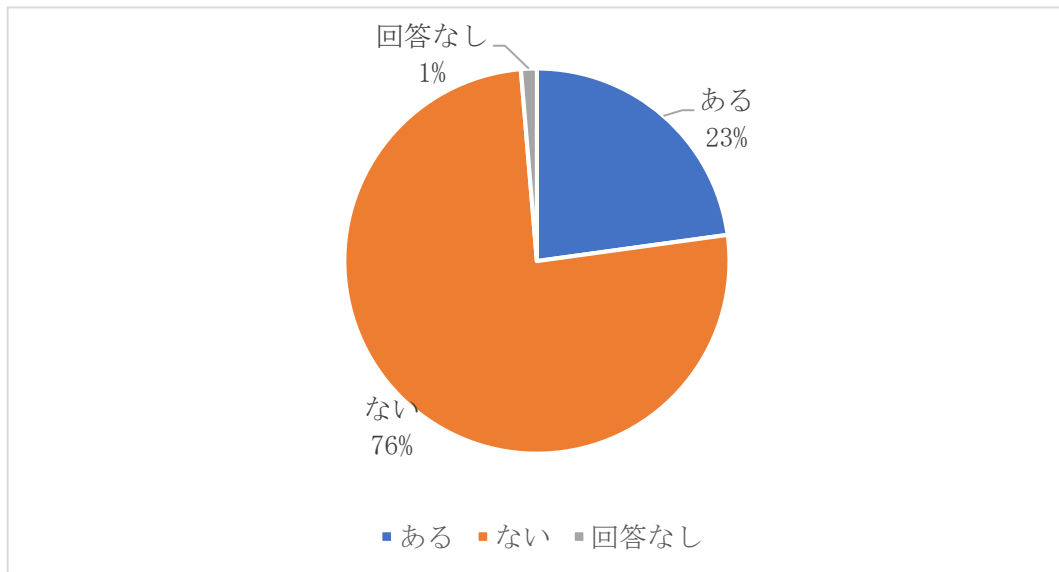
【連絡先の内訳】（複数回答）

- ・契約の相手方 1 4 8 人
- ・業界団体の関係者 4 3 人
- ・業務に関連する団体、個人 1 8 人
- ・自治会の関係者 6 人
- ・議員 3 人
- ・その他（他の自治体の職員、イベント関係者等）

【連絡先の件数】

- ・1 件～5 件 1 0 5 人
- ・6 件～1 0 件 4 3 人
- ・1 1 件～2 0 件 3 1 人
- ・2 1 件以上 4 1 人

2 4. 私用の携帯電話を業務に使用できなくなった場合の支障の有無について

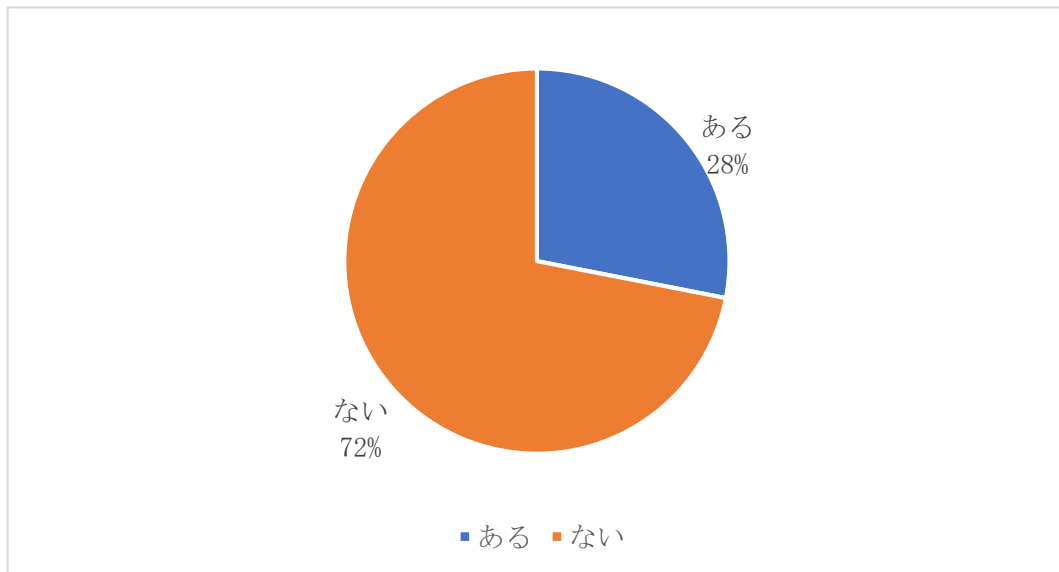


ある	291
ない	967
回答なし	17
合計	1275

【支障の具体的な内容】（自由回答）

- ・緊急時の対応に遅れが生じる。
- ・(公用の携帯電話がない場合)出張の際の外出先や現場から連絡をする際の手段がない。
- ・土日、休日、夜間等勤務時間外に発生する急を要する事態に対応することができなくなる。
- ・自分が休暇中の場合、わざわざ出勤して電話をしなくてはならない。
- ・こんなことをわざわざアンケートで聞くくらいなら、公用の携帯電話を用意してもらいたい。こちらは業務を行うために自費で通信費を支払っている。
- ・ネット検索、地図アプリや名刺管理アプリなど電話機能以外でも利用する機会が多いが、これらができなくなる。

2 5. 部署における公用の携帯電話の有無について



ある	358
ない	917
合計	1275

【公用電話の利用の有無】

- ・利用したことがある 1 9 7 人
- ・利用したことがない 1 6 1 人

【利用の相手方】（複数回答）

- ・職員（元職員含む） 1 3 4 人
- ・契約の相手方 5 8 人
- ・市民 4 3 人
- ・業務に関連する団体の職員 3 9 人
- ・他の自治体の職員 1 9 人
- ・議員 1 3 人
- ・市長・副市長・教育長・公営企業管理者 5 人
- ・その他（疫学調査・健康調査の対象者、苦情通報者）

【利用の頻度】

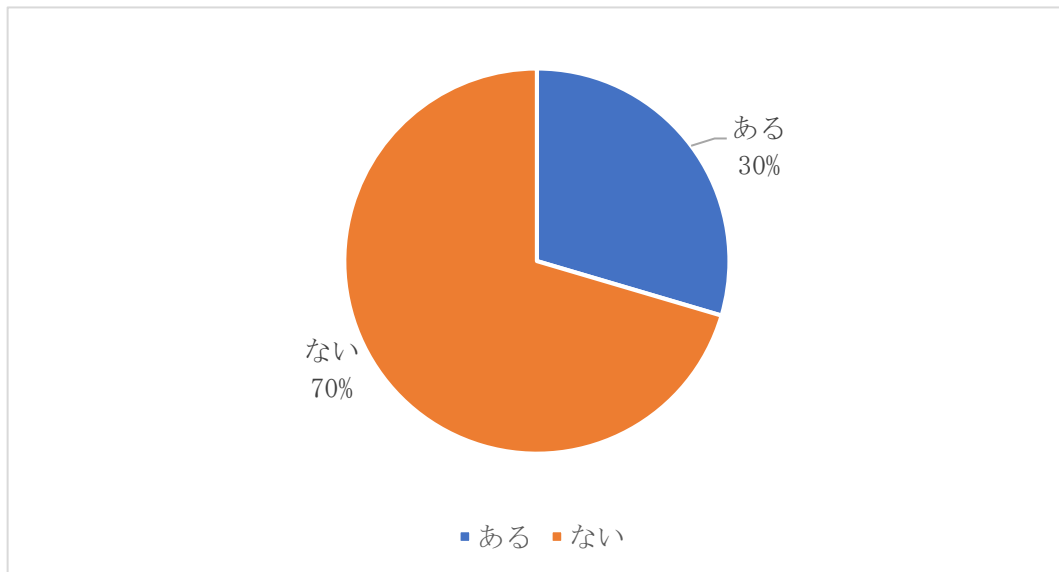
- ・ほぼ毎日 1 8 人

- ・月数回 5 0 人
- ・週に 1 回 1 4 人
- ・週に数回 3 9 人
- ・数か月に 1 回 3 1 人
- ・数年に 1 回 7 人
- ・年数回 3 8 人

【利用時間帯】（複数回答）

- ・就業時間中 1 8 5 人
- ・就業時間後 2 2 人
- ・就業時間前 1 2 人

26. 「来課記録簿」の有無について



ある	377
ない	898
合計	1275

【来課者の記録の記載の頻度】

- ・必ず記録している 226人
- ・時々記録している 86人
- ・全く記録していない 34人
- ・その他（記録する機会がない、特定の相手方（業者、工事担当者等）の場合に記録している）

【他の職員が来課者に関する来課記録をつけずにいるのを見たことの有無】

- ・見たことがある 106人
- ・見たことがない 271人

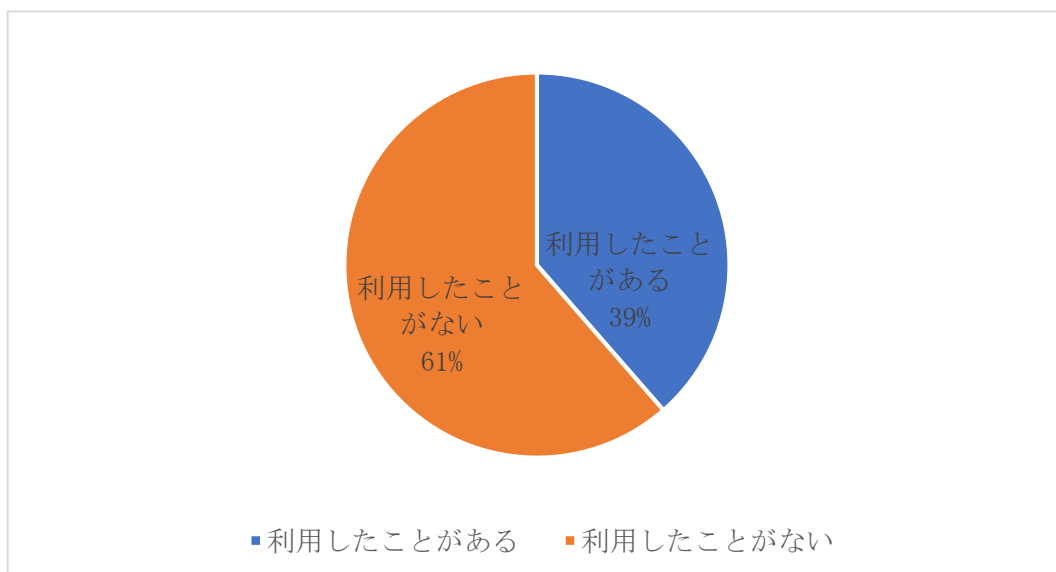
【見たことのある回数】

- ・1回 6人
- ・2回～5回 34人
- ・6回以上 66人

【「来課記録簿」に対する意見】（自由回答）

- ・記録内容が審査されておらず、形骸化しているため、あまり意味がない。必要性や効果に疑問がある。
- ・必要なかもしれないが、記入が面倒臭く、非常に手間である。
- ・毎日多くの来客があり、来課記録簿を逐一付けることは職員の余計な負担になりかねない。
- ・個人情報扱うような課では、不測の事態が起きた際のリスク管理のためにも必要だと思う。
- ・業者のみ記入し、業者以外は記録しなくて良いと思う。
- ・ペーパーレス、電子化の時代に業者に負担をかけさせている感が否めない。
- ・工事担当課で記録する必要はない。不正な行為をした契約管理課、秘書課が厳密にやるべきであり、きちんと業務をしている工事担当課を巻き込むのはおかしい。
- ・フロアに監視カメラが設置おり監視体制が整っているため、来課記録を取る必要があるのか疑問に感じる。
- ・根本的な課題として、打ち合わせスペースを課外に設置し、極力課内に部外者が入らない環境を整えるべきだと考える。
- ・ルール化したとしてもその手順が煩雑だと記録がされなくなるので、実務上、実施可能なかを念頭に入れてルール化してほしい。

27. 市のクラウドストレージ（ワンドライブ）の利用の有無について



利用したことがある	492
利用したことがない	783
合計	1275

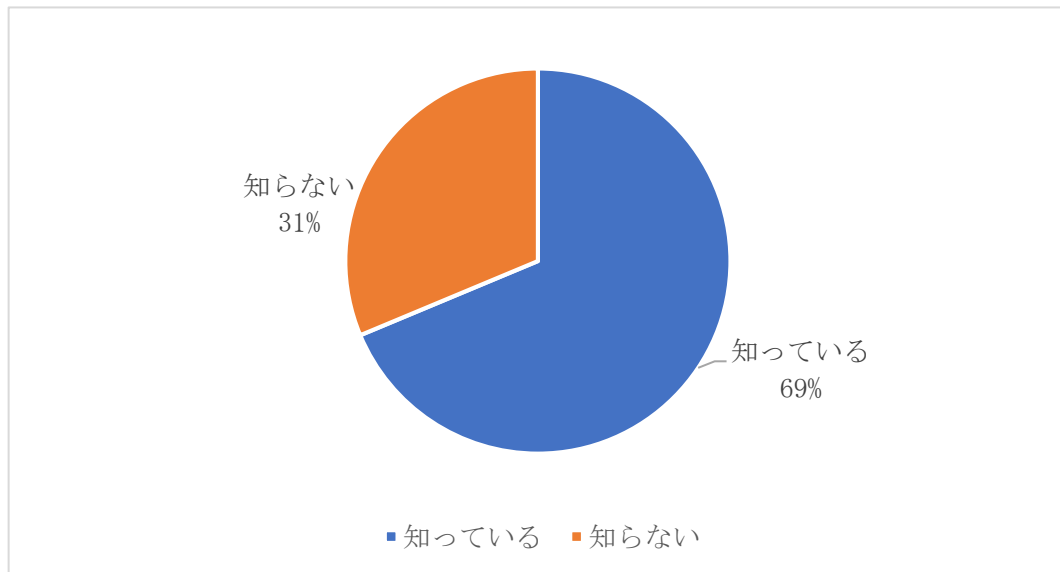
【市のクラウドストレージからデータをダウンロードして持ち出したことの有無】

- ・持ち出したことがある 40人
- ・持ち出したことがない 1235人

【市のクラウドストレージからデータをダウンロードした場合に履歴が残ることの認識の有無】

- ・知っている 426人
- ・知らない 849人

28. 公益通報制度について



知っている	426
知らない	849
合計	1275

【公益通報制度の周知の有無】

- ・周知されている 408人
- ・周知されていない 867人

【公益通報制度に関する意見】（自由回答）

- ・言葉は知っているが、詳しい内容については把握していない。
- ・全庁的にまだ周知不足と感じる。機能しているように思えない。
- ・通報者の権利や地位がしっかりと守られるなら有用だと思う。
- ・公益通報制度を利用した場合、通報者の立場は守られるとなっているが、現実には通報後のことを考えると自分の立場が守られるか不安で制度の利用まで至らない。
- ・確たる証拠がないと立証ができず、公益通報制度を利用しても意味がなく自分の身の安全と天秤にかけると利用するリスクの方が高く感じる。
- ・制度の存在を知っていても、制度を利用しようとするときにどうすればよいか、具体的にどういうケースで利用できるのかは調べないと分からない。
- ・制度が存在するだけで、通報者のメンタルケアや職場環境の改善といった事後対応については全くなく、制度自体が形骸化している気がする。

- ・ 公益通報を受けて実際に調査をする行政管理課（及び職員課）の負担が大きすぎる。
完全に外部かつ独立した調査権を有する機関を通報先とした方が良い。

以 上